

四 郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される郵便局株式会社法第十四条第一項の規定（郵政民営化法第七章第三節の規定に係る部分に限る。）に基づく検査に関すること。

五 郵政民営化法第十八条第一項及び第二項並びに第四百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関すること。

附則に次の一条を加える。

（郵政行政審議会の所掌事務の特例）

第二十四条 郵政行政審議会は、第百二十四条の二第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第百五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七十七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 郵政行政審議会は、第百二十四条の二第一項及び前項に定めるもののほか、平成二十年九月三十日までの間、整備法附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）第六条の二第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3 郵政行政審議会は、第百二十四条の二第一項及び前二項に定めるもののほか、平成二十年三月三十一日までの間、整備法附則第三十六条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第七十七条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百六十九条第六号中、「国有林野事業」を「及び国有林野事業」に改め、及び日本郵政公社」を削る。

第七十二条中、「並びに国有林野事業」を「及び国有林野事業」に改め、及び日本郵政公社」を削る。

（財政制度等審議会令の一部改正）

第八十条 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項の表財政投融資分科会の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 財政投融資分科会は、第六十条第一項の表財政投融資分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十一年三月三十一日までの間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第九十条の規定による改正前の財政投融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条において準用する同法第三条の規定による独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の運用に関し、総務大臣に意見を述べるために必要な事項について調査審議する事務をつかさどる。

（総務省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第九十条 総務省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「十三人」を「十六人」に改める。

第五条第一項の表情報通信・宇宙開発分科会の項の次に次のように加える。

郵便貯金・簡易生命保険管理  
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構  
機構分科会

第九十条 総務省独立行政法人評価委員会令の一部を次のように改正する。

第九十条 総務省独立行政法人評価委員会令の一部を次のように改正する。

第九十条 総務省独立行政法人評価委員会令の一部を次のように改正する。

第九十条 総務省独立行政法人評価委員会令の一部を次のように改正する。

（郵政行政審議会令の一部改正）

第五十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の一部を次のように改正する。

（分科会の特例）

第二十条 審議会は、平成二十年三月三十一日までの間、日本郵政公社経営・評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、審議会の所掌事務のうち、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）附則第三十六条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。

4 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

8 第七十七条第一項及び第二項の規定は、分科会の議事に準用する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条、第九十七条、第百五条及び第百九条の規定は、公布の日から施行する。

（郵便貯金法施行令の廃止に伴う経過措置）

第二条 旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。以下同じ。）については、第一条の規定による廃止前の郵便貯金法施行令（以下この条において「旧郵便貯金法施行令」という。）（第一条から第五条までの規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法施行令第一条中「郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（以下「旧郵便貯金法」という。）」と、旧郵便貯金法施行令第二条から第五条までの規定中「郵便貯金法」とあり、及び「同法」とあるのは「旧郵便貯金法」とする。

（郵政行政審議会令の一部改正）

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

（郵政行政審議会令の一部改正）

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

（郵政行政審議会令の一部改正）

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十条 郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。